

Harmony通信

vol.227

2024.01

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

■“つながらない権利”によって勤務時間外の連絡を拒否したいと思っている人の割合は 72.6% ～連合の調査結果から

テレワークや副業などの広まりで働き方が柔軟になった一方、勤務時間と私的時間の区別がつけづらくなっています。連合が実施した、勤務時間外の業務上の連絡に関する意識や実態、“つながらない権利”の意識調査から注目すべき点をご紹介します。

◆調査結果のポイント

- 「勤務時間外に部下・同僚・上司から業務連絡がくることがある」72.4%
 - その頻度は「ほぼ毎日」 (10.4%)
 - 「週に2～3日」 (14.3%)
 - 「月に2～3日」 (12.1%)
 - 「月に1日以下」 (17.9%)
 - 業種別では [建設業] (82.7%)
 - [医療、福祉] (79.6%)
 - [宿泊業、飲食サービス業] (78.0%)
 - となっています。
- 「勤務時間外の部下・同僚・上司からの業務連絡はストレスを感じる」62.2%

尚、その連絡内容を確認しないと、気になってストレスを感じるという回答割合も 60.7% ありました。同様に、取引先からの連絡は、59% の人がストレスと感じているようです。
- 「“働くこと”と“休むこと”の境界を明確にするため、勤務時間外の部下・同僚・上司からの連絡を制限する必要があると思う」66.7%

また、「取引先からの連絡を制限する必要がある」との回答割合も 67.7% ありました。
- 「“つながらない権利”によって勤務時間外の連絡を拒否できるのであれば、そうしたいと思う」72.6%

一方“つながらない権利”があっても、今の職場で拒否は難しいと思う」との回答割合 62.4%、業種別 [建設業] (74.1%) [宿泊業、飲食サービス業] (73.2%) [医療、福祉] (72.8%) となりました。

◆“つながらない権利”の法制化

勤務時間外に仕事上のメールや電話への対応を拒否できる権利、いわゆる「つながらない権利」は、日本では法制化されていません。法制化されたとしても、業種によっては、特殊性や緊急性によって、権利を十分に行使できない可能性もあります。また、拒否することによる勤務評価やキャリア形成への悪影響を心配する労働者もいます。

権利を行使したい反面、行使することによる不安を強く感じる人は多いでしょう。今後日本でどのように法整備されるのか、注目です。

【日本労働組合総連合会「つながらない権利」に関する調査 2023】
<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20231207.pdf?6597>

TOPICS

■介護離職、支援制度利用の現状と対策の必要性

◆介護離職に関するアンケート結果

東京商工リサーチが行った「介護離職に関するアンケート」の結果によると、2023年8月までの1年間に介護離職が発生した企業は10.1%あったそうです。離職してしまった従業員の属性は、正社員が65.3%を占めています。

一般的には、50歳代から親の介護を担う必要が高まる傾向にあります。つまり、働き盛りの中堅以上の従業員が、介護のために離職してしまう可能性が高まるということです。

◆制度の利用状況

一方、同調査では、介護休業または介護休暇の利用状況についての結果も示されています。介護離職した従業員の半数以上(54.5%)が、介護休業または介護休暇を利用していなかったことがわかりました。

仕事と介護の両立支援をマニュアルなどで明文化している企業は50.2%あったとのことですので、従業員への制度周知や会社による利用の働きかけの不足、従業員が周囲に遠慮してしまい休暇が取りにくいといった状況がうかがえます。

◆育児・介護休業法の改正予定

2024年の通常国会で、育児・介護休業法の改正が予定されています。従業員への介護に関する情報提供や制度選択の意向確認の義務化などが検討されているほか、休業制度の利用を促すための研修や相談窓口の設置を求めることも議論されるようです。「介護のことは従業員個人の問題」という意識だったり、介護に限らずそもそも休暇が取りにくかったりというのでは人を採用できる会社にはなれない、という時代になっているようです。今後の法改正の動向も見ながら、従業員の介護離職による損失を防ぐ方策をしっかりと考えていきたいですね。

【東京商工リサーチ「介護離職に関するアンケート」調査】

https://www.tsr-net.co.jp/data/detail/1198090_1527.html

編集後記：元日から大きな災害、事故が続きました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。連日の報道で能登半島周辺の痛ましい状況を目の当たりにし、日本中が心を寄せ、何か出来ることは？と模索していると思います。1日も早い復興を東北から祈っております。

Harmony通信 2024.01

#発行：2024年1月10日

#編集・構成：合同会社Melody



合同会社Harmony

Harmony社会保険労務士法人

Harmony司法書士行政書士事務所

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38

クラッセ上杉ビル 4F



URL： <https://www.harmony-office.com/>

TEL: 022-796-9231 FAX: 022-796-9232

